

●新規申請について

寄居町下水道条例の適用される区域内での排水設備工事の施行は、寄居町下水道条例第8条により指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）が行うこととなっています。

この「指定」を受ける申請受付は、随時行っています。

【指定の申請に必要な書類】 ○：提出するもの、△：所有の場合は提出するもの

法人	個人	申請に必要な書類	備 考
○	○	「寄居町下水道排水設備指定工事店指定申請書」【様式第1号】	
○	○	「住民票」（法人の場合は、代表者）	発行日から3か月以内のもの ★個人番号は表示しないでください
○	○	「履歴書」（法人の場合は、代表者）	書式任意
○	○	「身分証明書」（法人の場合は、代表者）	発行日から3か月以内のもの （本籍地で発行）
○	—	「登記事項証明書」	発行日から3か月以内のもの
○	—	「定款の写し」	直近のもので、原本証明されているもの
○	○	営業所又は店舗の平面図・写真・付近見取図【様式第2号】	
○	○	選任する責任技術者の名簿、雇用関係を証明する書類【様式第3号】	雇用関係を証明する書類例 雇用保険被保険者証、給与所得の源泉徴収票等
○	○	「下水道排水設備工事責任技術者証」の写し	
○	○	工事の施工に必要な設備及び機材の明細書並びに写真	
△	△	「建設業法による建設業の許可書」の写し	
△	△	「他市町村の排水設備指定工事店証」の写し	
△	△	「指定給水装置工事業者証」の写し	
○	○	その他町長が必要と認める書類「市町村税（法人市町村税）の滞納のない旨の証明」	直近のもので発行日から3か月以内のもの （名称が市町村により異なる）

【指定期間】

指定期間は指定を受けた日から2年を経過し最初に到来する3月末までとなります。
（指定期間は指定工事店証に記載）